

委託業務特記仕様書（令和2年4月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議）

- 第5条** 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

(本業務の特記仕様事項)

本業務における各業務項目の仕様については下記のとおりとする。

(1) 計画準備

本業務の目的・趣旨を十分把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、技術的方针及び作業工程について、業務計画書を作成し、業務の円滑な遂行に必要な準備を行うものとする。

(2) 資料収集整理

調査対象区間に関する道路台帳、交通量、補修履歴等を調査、収集し舗装の管理に関する各種基礎的データ整理を行うものとする。

(3) 現地踏査

受注者は、調査に先立ち現地踏査を行い、調査区間の道路・交通状況、パッチング数(片側)、調査における障害物など沿道周辺の状況を把握・確認するものとする。

(4) 現地点検作業

測定車両により路面の状態を把握し、必要な情報を得ることを目的に点検を実施するものとする。点検に当たっては、緯度・経度を計測できる機器を搭載し、評価単位区間の緯度・経度を特定したうえで、角速度、加速度を収集・分析できる機械等で縦断凹凸、**わだち掘れ量(mm)**の計測を行うとともに、路面画像を取得可能なビデオカメラ等で撮影すること。

(5) データ解析及び評価

路面画像データを人工知能(AI)により解析を行い、評価単位区間内の平均的なひび割れ率(度)を算出し、評価すること。また、縦断凹凸の計測を基に評価単位区間内の平均的なIRI(mm/m)及び**わだち掘れ量を算出し、解析データからMCI**を計算すること。評価単位区間は20mとし、MCI評価結果等は電子地図(総合地図提供システム)に表示した資料として作成すること。なお、ファイル形式は「シェープファイル」とするが、電子地図は取り込み制限があることから、発注者と協議のうえ子細については決定すること。

なお、評価の区分けについては下記のとおりとする。

項目	レンジ	区分色
MCI	3以下	赤
	4以下	黄
	10以下	青

(6) 照査

照査は、詳細設計照査要領に準拠して、点検・解析・評価に必要な検討・整理結果、点検表及び報告書については、正確性、適切性及び整合性に着目して行うこと。

(7) 報告書作成及び提出

下記の事項について作成し、提出すること。

- i) 発注者が指定する「様式-A」及び、総点検実施要領（案）【舗装編】（平成25年2月国土交通省道路局）記載の「様式-B」
- ii) 基盤地図（1/2, 500）を合成し、背景として、各評価図及び区間番号等が記載されたPDFデータ

(8) 業務打合せ

業務の着手時、中間時（路面性状調査終了時）及び納品時において、3回の打合せを予定すること。ただし、別途打合せが必要である場合は発注者と協議して決定する。